

あだちまちづくりトラスト助成対象Q&A

| No | 質問   | 関連規定                                 | 回答  |
|----|--|--------------------------------------|---|
| 1  | 神輿の改修や能の面は助成対象となりますか   | 指針第4条(4)<br>指針第5条第1項                 | 町会・自治会のお祭りで使用し、かつ、神事等の宗教的活動を目的としない神輿や能面の修理は助成対象となります。<br>なお、団体等の財産となるものの新規作成は対象とはなりません。   |
| 2  | 株式会社が行う公益事業は助成対象となりますか   | 指針第4条(1)                             | 営利を目的としない活動であれば申請は可能です。<br>ただし、営利事業との分別管理を行うことが条件となります。   |
| 3  | 同一内容の企画で区又は区の関係団体からの助成を受ける場合は助成対象外ですが、企業から協賛金を受ける場合助成対象となりますか。 | 指針第4条(3)                             | 企業からの協賛は禁止されていないため助成対象となります。  |
| 4  | 子どもの居場所づくりの一環として、こども食堂の開設を計画していますが、助成対象となりますか。                 | 指針第2条<br>別表第1(1)オA④<br>指針第5条<br>別表第2 | まちづくり活動として助成対象となります。<br>この場合、事業活動に必要な食材費は、物品購入費として助成対象となりますが、申請者及びその所属員に提供するための食材費は助成対象とはなりません。   |
| 5  | 助成金の対象外となっている団体等の運営に必要な事務費、人件費、物品購入費等の経常経費とはどのようなものになりますか。     | 指針第5条<br>別表第2                        | 申請事業にかかわらず、団体等の運営に必要な事務費(筆記用具、インク、接着剤、他)、人件費(給与、手当、他)、物品購入費(パソコン、テレビ、ビデオ、カメラ、他)、郵送料等が助成対象外となります。<br>ただし、申請事業のみに必要な事務費、人件費、物品購入費等は助成対象となります。 |
| 6  | 助成金の対象外となっている団体等の財産とはどのようなものになりますか。                            | 指針第5条<br>別表第2                        | 申請事業にかかわらず、団体等の固有財産として申請事業終了後も使用できる設備、物品等が対象となります。<br>ただし、申請事業に直接必要な物品等のうち、消耗品については審査により助成対象となることもあります。                                     |
| 7  | 金額が少ない(例;1万円未満)交通費を現金で支給した場合でも領収書は必要ですか。                       | —                                    | 現金で支給した場合は全て領収書が必要となります。  |